

男鹿市告示第 1 7 号

中小企業省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

中小企業省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第 1 条 この告示は、原油・原材料等の価格高騰が長期化し、県内中小企業の経営を圧迫していることから、エネルギー消費を抑制する省エネ設備への更新によるコスト削減や今後の成長を目指して新たな事業に取り組む企業を支援することを目的とする中小企業省エネ対策等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有する中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業で所有する中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める中小企業者

2 この告示において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、市内に当該企業の拠点を有し、かつ、現に事業を継続している中小企業者とする。ただし、現在営んでいる事業の業種が別表第1に該当するものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) この告示に基づき補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認める者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第2に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ適当と認められるもので、第5条第3項に定める補助事業の実施期間内に事業が完了する経費に限る。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請者概要書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 設備比較証明書（様式第6号）
- (6) 直近決算書
- (7) 見積書の写し
- (8) 履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）
- (9) 更新前の設備等の写真

(10) その他市長が必要とする書類

2 事業実施計画が、別表第2に定める新規導入設備購入に係るものである場合は、前項に定める事業実施計画書に添えて、付加価値額向上計画書（様式第7号）を添付するものとする。この場合において、前項に定める設備比較証明書及び更新前の設備等の写真の提出は不要とする。

3 補助事業の実施期間は、第6条の規定に基づく交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の完了した日又は令和8年1月30日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、前項の交付を決定した場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、補助対象事業（変更・中止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、変更又は中止すべきものと認めたときは、補助対象事業（変更・中止）承認通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業等実績報告書（様式第11号）を、事業の完了した日から起算して15日以内又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 1 2 号）
- (2) 収支精算書（様式第 1 3 号）
- (3) 既存設備の廃棄等証明書（様式第 1 4 号）
- (4) 購入した設備等の仕様書、納品書、請求書、支払を証する書面の写し
- (5) 購入した設備等の写真
- (6) その他市長が必要とする書類

2 事業実績が、別表第 2 に定める新規導入設備購入に係るものである場合は、前項に定める既存設備の廃棄等証明書の提出は不要とする。

（補助金の額の確定）

第 1 0 条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 1 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項により確定した補助金の額が、第 6 条で通知した交付決定額と同額であるときは、前項の通知は省略することができる。

（補助金の請求）

第 1 1 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の請求をするときは、補助金交付請求書（様式第 1 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出のあった日より起算して 3 0 日以内に、補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（事業実施状況等の報告）

第 1 2 条 補助事業者は、事業実施計画が別表第 2 に定める新規導入設備購入に係るものである場合は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 3 年間、毎会計年度終了後 3 か月以内に事業実施状況及び第 5 条第 2 項に定める付加価値額向上計画書に記載する目標の進捗状況を、事業実施状況等報告書（様式第 1 7 号）により、決算関係書類を添付して市長に報告しなけ

ればならない。

（補助金の交付決定取消し及び返還）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の決定を取り消すこととし、その内容を補助金交付決定取消通知書（様式第 18 号）により補助決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 19 号）により交付した補助金を返還させるものとする。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 災害、倒産その他市長がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後に事業計画に係る事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定または交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して 60 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 14 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（財産の管理等）

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、別表第 3 に定める処分が制限される期間内に、取得財産等を移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を行う必要が生じたときは、あらかじめ、取得財産等の変更届（様式第 20 号）により、市長に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第 1 6 条 補助事業者は、前条に定める処分が制限されている取得財産等を、市長に対して協議し、承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定による協議がなく取得財産等の処分があったと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（帳簿等の整備、保存の義務）

第 1 7 条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿等を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払に係る全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払に当たって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後 5 年間保存するものとし、市長の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

（補則）

第 1 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 2 月 2 5 日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 この告示の施行に伴い、中小企業省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年男鹿市告示第 7 2 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、旧要綱の第 1 2 条から第 1 8 条までの規定の適用については、なお従前の例による。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 2 条から第 1 7 条までの規定の適用については同日後もなお、その効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
2	漁業（大分類 B に含まれるもの。）
3	金融・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
4	医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 8 3 1）、一般診療所（小分類 8 3 2）、歯科診療所（小分類 8 3 3）
5	以下のサービス業 (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）により規制の対象となるもの。） (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 8 0 3 に含まれるもの。） (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類 8 0 9 6 に含まれるもの。） (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類 7 2 9 1 に含まれるもの。） (5) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。） (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7 9 9 9 に含まれるもの。） (7) 宗教（中分類 9 4 に含まれるもの。） (8) 政治・経済・文化団体（中分類 9 3 に含まれるもの。）

（令和 5 年 7 月改訂「日本標準産業分類」による。）

別表第 2（第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 1 2 条関係）

（ 1 ） 補助対象経費

経費区分	主な内容	備考
更新設備購入費	・設備メーカー等により省エネ又は高効率効果が、既存施設と比較し 5 % 以上見込まれると証明された設備であって、令和 8 年 1 月 3 0 日までに納入及び支払が完了するもの。 【対象設備（例）】 空調・エアコン、ボイラ、照明設備（LED 照明含む）、工作機械、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備、厨房機械 等	既存設備の更新に限る。
新規導入設備購入費	・自社の強みを生かした新商品の開発、生産及び販売、サービス提供プロセスの改善、新分野進出及び業態転換等の新たな取組に必要な設備であって、令和 8 年 1 月 3 0 日までに納入及び支払が完了するもの。	付加価値額が年率平均 3 % 以上増加する 3 年以上の事業計画を有する場合に限る。
工事費	・省エネ設備への更新及び設備の新規導入に係る据付・撤去工事	総事業費の 5 0 % を上限とする。 既存設備の処分に係る費用を含む。
その他	・市長が必要かつ適当と認めるもの	
【留意事項】 （ 1 ）次に掲げる経費は補助対象外とする。 ・給料、賃金（人件費）、旅費 ・振込手数料		

- ・ 飲食代、交際費、事務経費、その他経常経費、事業実施に必要と認められない経費
- ・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員等を兼任している会社、代表者の親族（３親等以内）が経営する会社等）、代表者の親族との取引であるもの。
- ・ 他社の所有に属する財産の取得費、及び修繕費等

（２）機械装置等の取得に係る中古品の取扱い

- ① 補助対象経費は、取得先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格とし、取得に際し必要な修理、改良等を加えている場合は、補助対象経費に加算してよい。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正な価格であることが明らかな場合に限り対象とする。
- ② ①の規定にかかわらず、古物商等から中古の機械装置等を取得する場合にあっては、取得価格を補助対象経費とする。
- ③ 中古資産の財産処分制限期間については、次に掲げる年数とする。ただし、その年数が２年に満たないときは、これを２年とする。
 - ・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間の全部を経過した資産
当該資産に係る同省令で定める年数の２０％に相当する年数（１年未満の端数切捨て）
 - ・ 同省令で定める期間の一部を経過した資産
当該資産に係る同省令で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の２０％に相当する年数を加算した年数（１年未満の端数切捨て）

(2) 補助率・限度額

補助率	2 / 3 以内	
限度額	① 第 3 条に規定する補助対象者で、現在営んでいる事業の業種が日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改訂）の大分類 E（製造業）に該当するもの。	下限 2 0 万円 ～ 上限 2 0 0 万円
	② 第 3 条に規定する補助対象者で、①に該当しないもの	下限 1 0 万円 ～ 上限 1 0 0 万円

別表第 3 （第 1 5 条関係）

財産の区分	対 象	制限期間
取得原価又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間（制限期間が 1 0 年を超える対象設備等については、1 0 年を限度とする。）